

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①現状（立地）

八千代町は、関東平野のほぼ中央、茨城県の南西に位置し、首都東京へ60km、県都水戸市へ70km、科学技術の集積都市つくば市へ20kmの距離にあり、東は鬼怒川をはさんで下妻市、筑西市に、西は古河市、北は結城市、南は常総市、坂東市にそれぞれ接しており、町のほぼ中央で交差するように、東西に国道125号が、南北には主要地方道結城坂東線が走っている。

町域は、東西に7.7km、南北に12.4km、総面積は58.99km²である。

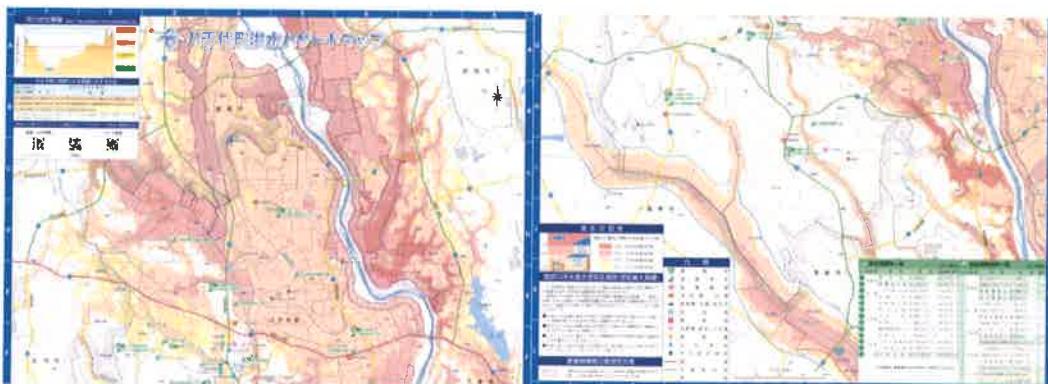
地形は、比較的平坦な地域であり、南北に伸びている山川を境に、東部地区は鬼怒川の沖積層で水田が開け、西部地区は下総台地に属する洪積層の火山灰土で畠地帯となっている。

②想定される災害のリスク

<洪水：ハザードマップ>

当町のハザードマップによると、当会の立地されている市街化区域においては、一部0m～0.5m未満や0.5m～3.0m未満の浸水が予想されているほか、鬼怒川沿いの地域である西豊田地区や川西地区、また中結城地区の一部地域においては、3.0m～5.0m未満や5.0m～10.0m未満の浸水被害が予想されている。

▼八千代町ハザードマップ



<地震：J-SHIS>

地震ハザードステーションの防災地図によると、茨城県では震度6弱以上の地震が今後30年以内で70%以上の確率で発生すると言われている。

<その他>

町内を流れる鬼怒川においては、平成27年の台風18号による関東東北豪雨により、下流域である常総市で堤防の決壊による氾濫に伴い、広い範囲に多大な被害を及ぼした。当町においては、床上浸水2件、床下浸水9件、町内各所で道路冠水等の被害があり、また農作物においても河川敷や水田地帯において収穫皆無などの被害を受けている。

令和元年度の台風19号においては、住家の一部損壊4件、非住家の全壊2件、一部損壊4件の被害を受けている。

また、近年の温暖化の影響により、夏は猛暑日になることも多くなっている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,002 人
- ・小規模事業者数 700 人

【内訳】※平成 26 年経済センサスより

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	231	町内に広く分散している
	製造業	162	
	卸売業・小売業	217	
	サービス業	392	
合 計	1,002	700	

(3) これまでの取組

①当町での取組

<自然災害>

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・自主防災組織の育成
- ・災害時協力協定、相互応援協定の締結
- ・洪水ハザードマップ作成
- ・マイタイムライン作成出前講座の開催
- ・防災士資格取得助成
- ・八千代町防災士連絡協議会設立
- ・防災行政無線更新による新たな情報伝達体制の構築 (R4 工事中)

<感染症対策関係>

- ・八千代町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・八千代町新型コロナウイルス対策本部の設置、運営及びこれに沿った各種対策の実施
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う支援策（テイクアウト・クーポン券助成金等）

②当会での取組

<自然災害>

- ・事業者 B C P (事業継続力強化計画を含む) (以下、事業者 B C P とする。) に関する国の施策の周知
- ・B C P 策定支援実績豊富な専門家による、B C P の必要性や基礎知識に関するセミナーの開催。
- ・B C P の策定や見直しをする際の専門家派遣制度、防災・減災への取り組みに関する融資制度等、国や県の支援施策について、巡回・窓口相談等により周知している。
- ・損害保険株式会社等と連携し、災害時に備える会員向け保険制度への加入促進に取り組んでいる。
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・八千代町が実施する防災訓練への参加及び協力

<感染症>

- ・相談窓口の設置
- ・茨城県・八千代町・茨城県商工会連合会と連携した感染拡大防止に向けた情報提供
- ・感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者を対象に、制度融資を活用した融資相談
- ・当会の会員を対象に企業活動にどのような影響を受けているか等の実態調査を実施
- ・出前テイクアウト、クーポン券推進事業への協力
- ・イベントの中止
- ・国の持続化給付金や休業要請の対応等関連する施策の情報提供
- ・小規模事業者持続化補助金（低感染リスクビジネス枠）並びに各種協力金や支援金の申請支援

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、災害復旧への備えとなる保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体温不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

<商工会の課題>

- ・八千代町と八千代町商工会における災害時の取組は、「八千代町地域防災計画」には、
 - ①工場、商店の被害調査に関すること。
 - ②生活必需品の調達、供給に関すること。
 - ③融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関する事。と規定されているが、その具体的な協力体制や対応に関するマニュアルが整備されていない。
- ・当会の所在地が地震の可能性が高く、発災時に早急な対応の拠点として機能しない可能がある。
- ・B C Pに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育できていない。
- ・当会には、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- ・感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

<管内事業者の課題>

- ・管内事業者のB C Pあるいは事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要である。
- ・事業者に向けて、地域の災害リスクに関しての周知が不足している。
- ・管内事業者には小規模事業者（特に家族のみで経営している事業者）が多く、B C Pへの関心が低く、B C Pに取組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分である。
- ・当会の事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっており、B C Pに関する支援は少なく支援の比重も低いため、B C Pのメリットや必要性について事業

者に周知が進んでおらず、BCPの策定支援まで繋がっていない。
・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

III 目標

<自然災害・感染症共通>

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
 - 事業継続力強化計画認定 2社／年（経営指導員1人あたり1社）
 - 各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）
(火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他)

<自然災害>

- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

<感染症>

- ・感染症発症に対しては、行政（国・県・町）や全国商工会連合会からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- ・情報の収集、提供に当たっては、オンライン会議などを有効に活用する。
- ・当会内に感染者が発生した場合についての対応や手続き（保健所や医療機関への報告や当会会館の消毒や閉館の考え方）について、あらかじめ災害発生時対応マニュアルに盛り込む。
- ・館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。
- ・感染症発生時には、専門的な知見を有する保健所などの行政機関や全国商工会連合会と緊密な連携をとり、感染症に対する正しい知識や感染防止策等の周知に努める。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・多発する自然災害や感染症など、様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等については町と連携し取り組めるようとする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和4年に事業継続計画（BCP）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・損保保険会社に依頼し、町内事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進等について連携して実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

- ・事業者B C P（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し隨時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・(仮称) 八千代町事業継続力強化支援協議会【正式に発足された時には(仮称)を外す】(構成員:当会、当町、専門家)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・避難訓練、安否確認訓練、事業継続に係るバックアップの手順確認
- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
(例:被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

3) 被害情報の共有

- 当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- 発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- 町は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- 商工会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- 町と商工会は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

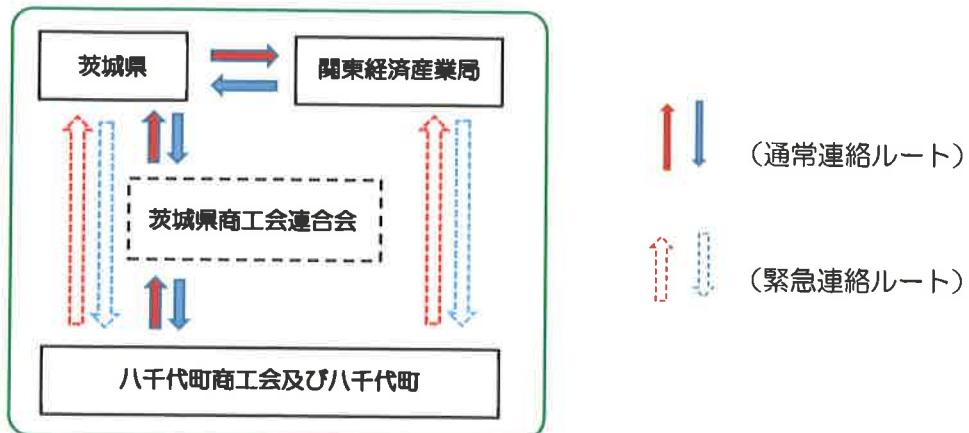
4) 被害情報の報告

- 町と商工会とで情報を共有した上で、町においては県が定める期日までに県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当会と当町が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当町より茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式)

This is a sample form for reporting disaster damage conditions. It includes sections for basic information and detailed damage data.

Basic Information Section:

事業者名	所在地	電話番号
主な被害状況		

Detailed Damage Data Section:

区分	品目	被害状況	被害状況の詳細		
			初期	中期	長期
1	建物	倒壊	100%	20%	10%
2	機器	損傷	100%	20%	10%
3	備蓄品	消耗	100%	20%	10%
4	在庫	消耗	100%	20%	10%
5	販売	停止	100%	20%	10%
6	生産	停止	100%	20%	10%
7	輸送	停止	100%	20%	10%
8	販路	遮断	100%	20%	10%
9	取引先	遮断	100%	20%	10%
10	人材	喪失	100%	20%	10%
11	設備	損傷	100%	20%	10%
12	資本	消耗	100%	20%	10%
13	その他	○	○	○	○

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- 相談窓口の開設方法について、八千代町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- 茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

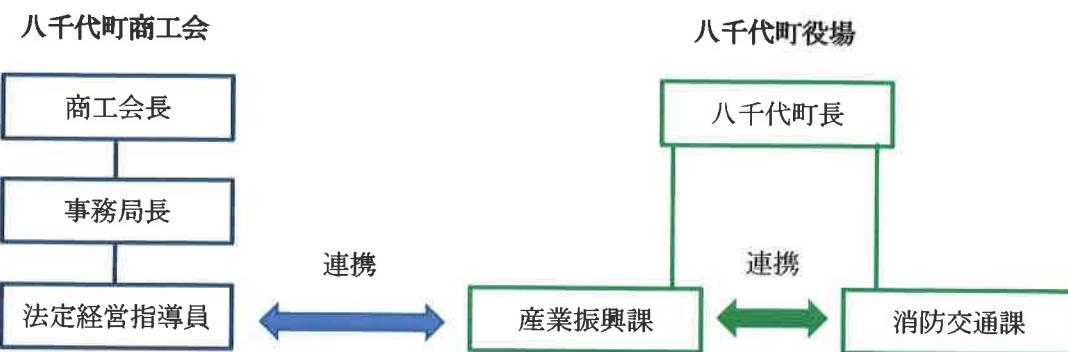
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2023年2月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 長 紀行 (連絡先は後述(3)①に記載)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

八千代町商工会

〒300-3572 茨城県結城郡八千代町菅谷 1177-27

TEL : 0296-49-3232 FAX : 0296-48-2958

E-mail : info@yachiyo.or.jp

②関係市町村

八千代町役場 産業振興課

〒300-3572 茨城県結城郡八千代町菅谷 1170

TEL : 0296-49-3943 FAX: 0296-48-3001

E-mail : sanshin3@town.ibaraki-yachiyo.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに茨城県に連絡する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・会議運営費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、八千代町補助金、茨城県補助金、事業収入 等

ただし、専門家派遣・セミナー開催等で連携する茨城県商工会連合会より派遣承諾があった時は、当該経費が減額となる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等